

入 札 説 明 書

業務名 低濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物収集運搬及び処分委託業務

	(ページ)
I 入札説明書	1
II 提出書類一覧表	7
III 業務仕様書に関する質問書（様式）	8
IV 応札仕様書（様式）	9
V 入札書、委任状（様式、記載例）	1 1
VI 契約書（案）	1 5

入札説明書

この入札説明書は、本件委託契約に関し、関係法令及び本件委託契約に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 委託する業務

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬及び処分業務

(2) 処理を委託しようとする産業廃棄物の種類、数量、性状等

「低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬及び処分委託業務」仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約締結予定年月日

令和7年12月24日

(4) 契約期間（予定）

令和7年12月24日から令和8年3月24日まで

(5) 処理を委託しようとする産業廃棄物の収集場所

業務仕様書による。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格（次の全てに当てはまること。）

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集・運搬業に係る許可及び同第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業に係る許可を受けた者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の14第4号及び同第8条の15第4号の規定に該当する者（当該許可又は認定の内容が、この委託業務を処理できるものに限る。）

④ 業務仕様書に示した委託業務を処理できることを証明し、入札参加を申し込む書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者

⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

⑦ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

所在地：徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

所属名：徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号：088-621-2067

ファクシミリ番号：088-621-2828

電子メールアドレス：kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び業務仕様書の交付について

入札公告のホームページ記事に添付している電子データによるほか、下記の場所で紙に印刷したものを交付する。

（交付場所）

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁9階

所属名 徳島県教育委員会施設整備課 施設・助成担当

電話番号 088-621-3118

ファクシミリ番号 088-621-2879

電子メールアドレス shisetsuseibika@pref.tokushima.lg.jp

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

3と同じ。

(2) 問合せの方法及び受付期間

問合せは、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

別紙様式による「業務仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。

なお、期間については、おおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。

これ以降の問合せについては、回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し、「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。

なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和 7 年 1 2 月 1 6 日（火曜日） 午後 5 時（必着）

② 提出場所

所在地 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 9 階

所属名 徳島県教育委員会施設整備課 施設・助成担当

③ 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は書留郵便とし、封筒の表面に「低濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物収集運搬及び処分委託業務応札仕様書」と朱書きで明記し、提出期限までに必着のこと。

(3) 不適合の場合

応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を処理することができると認められない場合は、その旨と理由を記載した書面により当該応札仕様書等の提出者に通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時、場所及び入札書の提出方法

① 日時

令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火曜日） 午後 2 時 0 0 分

② 場所

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県庁 9 階 会議室 9 0 1

③ 入札書の提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、入札書を封入した封筒の表に「入札参加者の住所及び商号又は名称」を記載し、「低濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物収集運搬及び処分委託業務入札書在中」と朱書した上で、書留郵便にて令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月曜日）午後 5 時までに必着のこと。提出場所は 5 (2) ② と同じ。

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「低濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物収集運搬及び処分委託業務」の総価で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名（法

人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「低濃度ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物収集運搬及び処分委託業務」の総価を記載すること。

この入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「業務名」は、「低濃度ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物収集運搬及び処分委託業務」と、明確に記載すること。

オ 入札参加者は、業務の内容、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度入札の回数は、原則として１回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

郵便入札があり全員が揃わない場合は、契約担当者が別に再入札日を指定する。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬及び処分委託業務入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
 - ウ 「業務名」の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者又はその代理人全員の立会いのもとで行うものとする。ただし、郵便による入札を行った者については、立ち会いを要しないものとする。

(5) 落札

5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した委託業務を処理できると認められた者であって、有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札参加者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は、効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁9階

所属名 徳島県教育委員会施設整備課 施設・助成担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧」のとおりである。

入札書を持参する場合は、入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。**本人確認ができないときは、入札への参加を認めない。**

入札書を郵送する場合は、**入札書作成責任者の連絡先を示した書類を別に1部提出すること**（様式不問、名刺等でも構わない）。また、開札執行日時の1時間前後は、必ず電話等で連絡をとることのできる体制を整えておくこと。

9 情報公開について

入札結果及び参加事業者名は、情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にとっては、その旨を了解の上入札すること。

提出書類一覧

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書（別添様式による。） 1 通

応札仕様書には「入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）」を記入すること。

(2) 入札案件に係る委託業務料の見積書 1 通

(3) 次の証明書類 各 1 通

（この委託業務の処理に必要な許可等を有することを証明するものに限る。）

ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は認定に係る許可証又は認定証

イ 特別管理産業廃棄物処分業の許可又は認定に係る許可証又は認定証

ウ 最終処分場が確保されていることを証する書類

※ 徳島県において以上の提出書類を確認した結果、応札予定者に対し、必要に応じその他の書類の提出を求める場合があることをご承知おきください。

2 入札書提出時

(1) 入札書 1 通

入札書を持参する場合は、入札直前に入札参加者による入札書の記載内容の確認を行うので、封筒に封をせずに持参すること。

入札書を郵送する場合は、入札説明書 6 (1)③の提出方法を遵守した上で、封筒に封をして送付すること。

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書のコピー等を用意し、再入札に備えること。

再入札直前に入札参加者による入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。（先の入札で使用した封筒の再使用は、認めない。）

業務仕様書に関する質問書

令和7年 月 日

低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務
業務名：(令和7年12月23日入札執行)

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務
応札仕様書

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔 法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地
及び名称並びに代表者の職名及び氏名 〕

担当者名

連絡先電話番号

ファクシミリ

電子メールアドレス @

次のとおり応札します。

1 業務名

低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務(令和7年12月23日入札執行)

2 応札者の資格等に関する情報

徳島県の物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格（該当するものを○で囲む。）		あ る ・ 申請中	
産業廃棄物の処理に係る事業範囲	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は認定	(記載方法) 本件委託契約による収集運搬に必要な資格が1つである場合はⅠに、2つである場合は、Ⅰ及びⅡに記載。	
		許可都道府県・政令市(認定大臣)	
		許可(認定)の有効期限	
		Ⅰ 事業の範囲(産業廃棄物の種類等)	
		許可(認定)の条件	
		許可(認定)番号	
		Ⅱ 許可都道府県・政令市	
		許可の有効期限	
		事業の範囲(産業廃棄物の種類等)	
		許可(認定)の条件	
		許可(認定)番号	
	特別管理産業廃棄物処分業の許可又は認定	許可都道府県・政令市(認定大臣)	
		許可(認定)の有効期限	
		事業の範囲(産業廃棄物の種類等)	
		許可(認定)の条件	
		許可(認定)番号	

3 当該産業廃棄物に係る処分及び最終処分の場所、方法等

(1) 処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間における積替え又は保管の有無
(該当するものを○で囲む。)

有(積替え・保管の許可を受けている事業者に限る。) ・ 無

(「有」の場合)

積替え場所の所在地		
保管	保管場所所在地	
	保管できる廃棄物の種類及び保管上限	

(2) 最終処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

徳島県 事務局記載欄

判 定	可 ・ 不 可
-----	---------

注：応札予定者は、判定欄に記入しないこと。

入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名 低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務

3 入札保証金 免 除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和7年12月23日

入 札 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

徳島県知事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マーク
を付すこと
(ない場合
は無効)

入 札 書								
1 入札金額								
億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	0	0	0
2 業務名 低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務								
3 入札保証金 免除								
上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。								
令和7年12月23日								
入 札 者 住 所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 商号又は名称 徳島県庁株式会社 代 表 者 名 代表取締役 徳島 太郎								
徳島県知事 殿								

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏
名を記載

役職名の記載がない場合又は
申請時の役職名と異なる記載
の場合は無効(含個人事業
者)

■ 代理人が入札するとき

¥マーク
を付すこと
(ない場合
は無効)

入 札 書								
1 入札金額								
億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	0	0	0
2 業務名 低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務								
3 入札保証金 免除								
上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。								
令和7年12月23日								
入 札 者 住 所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 商号又は名称 徳島県庁株式会社 代 表 者 名 代表取締役 徳島 太郎								
代理人 住 所 ○○○○○○○○ 氏 名 阿波 次郎								
徳島県知事 殿								

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏
名を記載

代理人の住所、氏名は、委任
状と同じ内容を記載すること。

「代理人」
と記載(な
い場合は
無効)

令和7年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委 任 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

受 任 者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県が令和7年12月23日に執行する「低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物収集運搬及び処分委託業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和7年〇月〇日

委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁株式会社

代表者名 代表取締役 徳島 太郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。

受任者 住所 ○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

私は、阿波 次郎 を代理人とし、徳島県が、令和7年12月23日に執行する「低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬及び処分委託業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬及び処分委託業務

（2）委託業務の内容

別添「低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬及び処分委託業務」仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する業務仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年12月24日から令和8年3月24日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物（容器を含む。以下本項において同じ。）の収集運搬及び処分業務が未だ完了していないときは、乙は、残っている特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を自己の負担により実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用負担をもって行わせなければならない。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月24日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純 印

乙 ○○県○○市(郡)○○町○○番地

○○○○(事業者(企業)名)

○○○○ ○○ ○○(代表者の役職・氏名) 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。